

静岡県公安委員会規則第6号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則（昭和34年静岡県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(情報管理課の所掌事務)</p> <p>第12条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 電子計算組織による情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること。</p> <p>(2) 電子計算組織の運用に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(警務部の分課)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 警務課に、給与室及び企画室を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第15条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>企画室</u>においては、第1項第5号から第9号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(生活保安課の所掌事務)</p> <p>第24条 生活保安課においては、次の事務をつ</p>	<p>(情報管理課の所掌事務)</p> <p>第12条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 電子計算組織による情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること <u>(警務課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2) 電子計算組織の運用に関すること <u>(犯罪の取締りに係る照会の実施に関する事務を除く。)</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(警務部の分課)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 警務課に、給与室及び<u>企画・DX推進室</u>を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第15条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>電子計算組織による情報の管理に関する企画及び技術的研究に関すること (情報管理課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>企画・DX推進室</u>においては、第1項第5号から第10号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(生活保安課の所掌事務)</p> <p>第24条 生活保安課においては、次の事務をつ</p>

かさどる。

- (1) (略)
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3)～(9) (略)
- (10) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (11)～(21) (略)

2 (略)
(地域部の分課)

第26条 地域部に、次の課及び隊を置く。

地域課
通信指令課
自動車警ら隊
鉄道警察隊

(地域課の所掌事務)

第27条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
- (5)～(7) (略)
- (8) 地域部内の通信指令課、自動車警ら隊及び鉄道警察隊の所掌に属しないこと。
- (9) (略)
(鉄道警察隊の所掌事務)

第30条 鉄道警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。

かさどる。

- (1) (略)
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（薬物銃器国際捜査課の所掌に属するものを除く。）。
- (3)～(9) (略)
- (10) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関すること（薬物銃器国際捜査課の所掌に属するものを除く。）。
- (11)～(21) (略)

2 (略)
(地域部の分課)

第26条 地域部に、次の課及び隊を置く。

地域課
通信指令課
自動車警ら隊

(地域課の所掌事務)

第27条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 鉄道警察に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- (6) 警察用航空機の運用に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。
- (7)～(9) (略)
- (10) 地域部内の通信指令課及び自動車警ら隊の所掌に属しないこと。
- (11) (略)

第30条 削除

(3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。

(4) 列車への警乗の実施に関すること。

(5) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、地域部長の命ずること。

(刑事部の分課)

第31条 刑事部に、組織犯罪対策局に置くもののほか、次の課、所及び隊を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

2 組織犯罪対策局に、次の課を置く。

組織犯罪対策課

捜査第四課

薬物銃器対策課

国際捜査課

3 刑事企画課に、捜査支援室を置く。

4・5 (略)

(刑事企画課の所掌事務)

第32条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) (略)

(5) 犯罪統計に関すること。

(6) 犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。

(7)～(9) (略)

2 捜査支援室においては、前項第4号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

(捜査第三課の所掌事務)

(刑事部の分課)

第31条 刑事部に、組織犯罪対策局に置くもののほか、次の課、所及び隊を置く。

刑事企画課

捜査第一課

捜査第二課

捜査第三課

捜査支援分析課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

2 組織犯罪対策局に、次の課を置く。

組織犯罪対策課

捜査第四課

薬物銃器国際捜査課

3・4 (略)

(刑事企画課の所掌事務)

第32条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(捜査第三課の所掌事務)

第35条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) (略)
- (2) 犯罪手口に関すること（鑑識課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(鑑識課の所掌事務)

第36条 (略)

(薬物銃器対策課の所掌事務)

第41条 薬物銃器対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。

(国際捜査課の所掌事務)

第42条 国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人による組織犯罪の取締りに関する

第35条 捜査第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(捜査支援分析課の所掌事務)

第35条の2 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること（鑑識課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 犯罪統計に関すること。
- (3) 電子計算組織の運用に関すること（犯罪の取締りに係る照会の実施に関する事務に限る。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、刑事部長の命ずること。

(鑑識課の所掌事務)

第36条 (略)

(薬物銃器国際捜査課の所掌事務)

第41条 薬物銃器国際捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 外国人による組織犯罪の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 国際捜査共助に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。

第42条 削除

こと（他の所掌に属するものを除く。）。

(2) 国際捜査共助に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、刑事部長又は組織犯罪対策局長の命ずること。

(警備部の分課)

第51条 警備部に、次の課及び隊を置く。

公安課

警備課

オリンピック・パラリンピック対策課

災害対策課

外事課

機動隊

2・3 (略)

(警備課の所掌事務)

第53条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

2 (略)

(オリンピック・パラリンピック対策課の所掌事務)

第54条 オリンピック・パラリンピック対策課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う諸対策の総合的企画、調査・研究及び実施に関すること。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、警備部長の命ずること。

(広報課等の附置組織)

第69条 (略)

2 (略)

(警備部の分課)

第51条 警備部に、次の課及び隊を置く。

公安課

警備課

災害対策課

外事課

機動隊

2・3 (略)

(警備課の所掌事務)

第53条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

(10) 警察用航空機の運用に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。

(11) (略)

2 (略)

第54条 削除

(広報課の附置組織)

第69条 (略)

2 (略)

3 情報管理課に、静岡県警察照会センター
(以下「照会センター」という。)を附置す
る。

4 照会センターにおいては、第12条第2号に
掲げる事務のうち犯罪の取締りに係る照会の
実施に関する事務をつかさどる。

(地域課の附置組織)

第72条 地域課に、静岡県警察航空隊 (以下
「航空隊」という。)を附置する。

2 航空隊は、第27条第4号に掲げる事務のう
ち警察用航空機による警らその他警察活動の
実施に関する事務及び同条第6号に掲げる事
務のうち水難、山岳遭難その他の事故におけ
る警察用航空機による捜索救助の実施に関す
る事務をつかさどる。

(交通指導課等の附置組織)

第73条 (略)

(地域課の附置組織)

第72条 地域課に、静岡県警察鉄道警察隊 (以
下「鉄道警察隊」という。)を附置する。

2 鉄道警察隊は、第27条第4号に掲げる事務
のうち次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 鉄道施設における警らに関すること。

(2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施
設の警戒警備の実施に関すること。

(3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関す
ること。

(4) 列車への警乗の実施に関すること。

(5) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事
故の防止に関すること。

(捜査支援分析課の附置組織)

第72条の2 捜査支援分析課に、静岡県警察照
会センター (以下「照会センター」という。)
を附置する。

2 照会センターにおいては、第35条の2第3
号に掲げる事務をつかさどる。

(交通指導課等の附置組織)

第73条 (略)

(警備課の附置組織)

第73条の2 警備課に、静岡県警察航空隊 (以
下「航空隊」という。)を附置する。

2 航空隊は、第27条第6号に掲げる事務のう
ち警察用航空機による警らの実施に関する事
務、同条第8号に掲げる事務のうち水難、山
岳遭難その他の事故における警察用航空機に
よる捜索救助の実施に関する事務及び第53条
第1項第10号に掲げる事務のうち警察用航空

(附置組織の隊長等)

第74条 警察音楽隊及び航空隊に、隊長を置く。

2 照会センター、国際センター、少年サポートセンター、放置駐車対策センター、交通反則通告センター、交通管制センター、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター及び静岡県警察西部運転免許センターに、管理官を置く。

3 (略)

4 航空隊の隊長には、警視をもって充てる。

5 隊長は、命を受け、警察音楽隊又は航空隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

6 管理官は、命を受け、照会センター、国際センター、少年サポートセンター、放置駐車対策センター、交通反則通告センター、交通管制センター、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター又は静岡県警察西部運転免許センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

機による警察活動の実施に関する事務をつかさどる。

(附置組織の隊長等)

第74条 警察音楽隊、鉄道警察隊及び航空隊に、隊長を置く。

2 国際センター、少年サポートセンター、照会センター、放置駐車対策センター、交通反則通告センター、交通管制センター、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター及び静岡県警察西部運転免許センターに、管理官を置く。

3 (略)

4 鉄道警察隊及び航空隊の隊長には、警視をもって充てる。

5 隊長は、命を受け、警察音楽隊、鉄道警察隊又は航空隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

6 管理官は、命を受け、国際センター、少年サポートセンター、照会センター、放置駐車対策センター、交通反則通告センター、交通管制センター、静岡県警察東部運転免許センター、静岡県警察中部運転免許センター又は静岡県警察西部運転免許センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年3月28日から施行する。